1割負担

※昭和20年1月2日以降生まれの後期高齢者医療

制度の被保険者の場合、本人と同じ世帯にい 後期高齢者医療被保険者との賦課のもととなる 所得金額の合計額が210万円以下であれば、1 割負担(所得区分は「一般」)となります

本人および同じ世帯にいる後期高齢者医療制度 の被保険者の前年の収入合計額が、520万円未

いいえ

いいえ

はい

」 基準収入額 適用申請が

認められると

1割負担

3割負担 現役並み所得の方

場し、団体部門で、

36団体中

「自己負担の割合」の判定の流れ

同じ世帯にいる後期高齢者医療制度の被保険者は本人のみである。

満である。

はい

8月~29年7月の自己負担

スタート

本人および同じ世帯にいる後期高 齢者医療制度の被保険者の住民

税課税所得がいずれも145万円未

本人の前年の収入額が、383万円

はい

未満である

基準収入額 適用申請が

認められると

1割負担

はい

基準収入額適用申 請が認められると

1割負担

はい

Α

В

臨時保育士の登録を募集しています

ト保育士

費の自己負担(一部負担金) の割合は、「1割」または「3 毎年8月1日に当年度の住民 と世帯構成の状況から判定し 納税通知書の「課税標準額」) 税課税所得(市民税・都民税 医療機関などで支払う医療 自己負担の割合は の方が1人でもいる場合 帯にいる被保険者の中に住民 保険者全員の住民税課税所得 税課税所得が145万円以上 が145万円未満の場合 ◎自己負担の割合の判定基準 「3割」=本人および同じ世 「1割」=同じ世帯にいる被

◎基準収入額適用申請

円以上で、 住民税課税所得が145万 自己負担の割合が

梲所得に基づいて判定します。

見直します す この「収入額」は27年中の収 除などを差し引く前の金額で 入で、必要経費や公的年金控 は、申請をして認定されると 「1割」になります。なお、 「3割」と判定された方でも 「収入額」が基準額未満の方

846 険年金課高齢者医療係 (市役 書が届いた方は、7月中に保 所1階)に申請してください。 請書を送付しています。申請 詳しくは同係☎470・7 対象と思われる方には、

後期高齢者医療制度

毎年8月に自己負担の割合を

後期高齢者医療制度の被 保険者と同じ世帯の中に、 70歳~74歳の方がいる場

その方と被保険者の前

年の収入合計額が、520万

円未満である

ABC に該当する方は申請してください。 市立保育園のパー

関する知識や技能を競いまし を行い、自転車の安全走行に ックする一技能走行テスト でこぼこ道の走行などをチェ

第十小学校の子どもたち

車事故が多発しています。 市内では、依然として自転

希望する方は、更新手続きが 方で、引き続き医療費助成を 必要です。 係る医療費助成)」をお持ちの 「マル都医療券 (人工透析に 人工透析に係る医療費助成 ル都医療券 更新手続きについて 更新に必要な書類 さい。なお、 早めに手続きを済ませてくだ などは都から郵送されます。 けられるのは、手続きをした てしまうと、医療費助成が受

有効期限を過ぎ

75 · 8181)

0・7747、ファクス

詳しくは障害福祉課☎

4

交通安全子供自転車東京大会. 小学校の子どもたちが に出場しました

全子供自転車東京大会」に出 で開催された|第51回交通安 5月8日に東京流通センター 第十小学校の子どもたちが 5位となり、 ました。 続き、素晴らしい成績を収め 前回大会に引き

全走行テスト」、S字走行や の乗り方をチェックする「安 な渡り方など基本的な自転車 転車の安全な乗り方を問う 学科テスト」、交差点の安全 同大会では、交通規制や自

用 ⑤子どもはヘルメットを着

0.7768

さんも、 努めてください 自転車安全利用五則 自転車の安全利用

道は例外 ②車道は左側を通行 ③歩道は歩行者優先で、 ①自転車は車道が原則

での一時停止と安全確認・ 夜間はライトを点灯。 運転・2人乗り・並進の禁 道寄りを徐行 ④安全ルールを守る。飲 交差

7・0110または市道路計 画課道路交通計画係☎47 詳しくは田無警察署☎46

社会保険労務士 による

無料相談会

後1時半~4時 【会場】 市役所1階屋内 **[日時]** 7月27日 (水) 午

険、介護保険)、労働問題 保険(健康保険、 (賃金未払い、解雇など) 【相談内容】 年金、 **定員** 5人 雇用保 社会

470 · 7738 詳しくは生活文化課☎ 当日直接会場へ。

ださい。なお、登録制のため

(市役所2階)

へ持参してく

履歴書は返却しません。

場合、

保険料の免除を申

ることが経済的に困難な

26年6月分~29年6月分

【ご注意】免除申請が遅れる

1

6時半の間の1~2時間

(i

詳しくは同課施設給付係☆

1~2時間と、

午後4時半

9時の間の

くさん、しんかわ、

ちゅうお

470·7745\^°

所☎0422・56・14

国民年金保険料を納め

未納期間がある方へ

四民年金保険料の 去 2 年 間 に

のに

28年7月~29年6月の期間を

付けは7月1日から開始し、

あった期間に適用できるの

ます。

①パート保

真貼付)を、子育て支援課

費用 無料

の登録を随時

受け付けてい

は1時間当たり1000円 午前8時半~午後5時。賃金

※いずれも、有資格の方。

登録希望者は、

履歴書

寡

どの代替としての臨時保育士

ト保育士と、産休・育休な

間当たり1080円

②臨時保育士=勤務時間は

うは、7時まで)。 賃金は1時

「学生納付特例制度」

い場合があります▼学生で すので、免除が承認されな

また、28年度の免除の受け

対象として審査します。

免除申請が可能な期間の例

除申請は利用できません

間は午前7時 育士=勤務時

詳しくは武蔵野年金事務

いう猶予制度に限られ、

28年7月に申請する場合、

うになりました。

さかのぼって申請ができるよ

所得に基づき審査を行いま

点の2年1カ月前の月分まで

26年4月から、免除申請時

れなくなる場合があります

市立保育園では、

朝夕のパ

障害年金などを受け取

▼申請期間に対応する前年

請することができます。

意ください。 日からになりますので、 Z"

誣

(ana) I	3 集	重			500		相談内容	実施日
8月の	無			談			耐震相談(第100回)	5日(金)
相談内容・定員	実施日	時間	会場	相談員	予約開始日	問い合わせ先	松	火曜~ 土曜日
法律相談 (各日8人)	3日(水) 10日(水)	午前10時	市役所 2 階相談室	弁護士	7月28日(木)	-	教育相談 ※電話相談も可。-	月曜~
	17日(水) 24日(水)	から			8月12日(金)			金曜日
不動産・相続・会社の 登記等相談 (5人)	3日(水)	午後1時から		司法書士			母子・父子相談	開庁日
表示登記・土地の境界				土地家屋調査士	7月29日(金)		身体障害者相談	12日(金)
等相談(5人)相続・遺言・成年後見		午前10時		行政書士		午前8時半から電話で	知的障害者相談	10日(水)
等手続き相談(4人) 税務相談(5人)	10日(水)	から 午後1時 から		税理士	8月4日(木)	生活文化課 ☎470·7738	心身障害者(児) 相談	平日
人権・身の上相談 (4人)	17日(水)	午後1時半 から 午後1時		人権擁護委員	8月12日(金)		職業相談	開庁日
不動産取引相談(5人)	17日(水)			宅地建物取引士	8月12日(並)		14 元	班 /1 口
交通事故相談(5人)	24日(水)	から 午前10時		弁護士	8月18日(木)		住宅増改築相談	8月は実力
年金・労災・雇用・保険・ 人事管理等相談(4人)		から		社会保険労務士				
	1日(月)	午前10時~ 午後1時		女性カウンセラー	7月20日(水)	午前9時から 電話で	消費者相談 ※電話相談も可。	平日
女性の悩みごと相談 (各日3人)	8日(月)		男女平等推進センター				W FILLIAM O.19	
	22日(月) 26日(金)	午後1時半~4時半			8月3日(水)		行政相談	8月は実
上州 台港上に トス	29日(月)	と共りは水					妊婦訪問	希望する
女性弁護士による 法律相談(3人)	5日(金)	午前9時半~ 午後0時半			7月22日(金)		赤ちゃん訪問	問い合わっ
経営相談	平日	午前10時~ 午後4時	東久留米市 商工会館	市商工会 経営指導員	前日までに	東久留米市商工 会 ☎ 471·7577	生活困窮者自立 相談	開庁日

	信烹正酒	車	步	$\widehat{\epsilon}$ $\widehat{4}$	7 注	
	相談内容	実施日	時間	会場	相談員	問い合わせ先
	耐震相談(第100回)			市役所1階屋内ひ ろば	東久留米建築設計協会会員	同協会事務 局·桑原建築 設計事務所 ☎476·1515
	教育相談 ※電話相談も可。	火曜~ 土曜日	午前10時~	中央相談室 (成美教育文化会 館内教育センター)	教育相談員	中央相談室 ☎473・3667
		月曜~ 金曜日	1 接 3 时	滝山相談室 (西中学校隣)		滝山相談室 ☎475・8909
	母子・父子相談	開庁日	午前8時半 ~午後5時	児童青少年課 (市役所2階)	母子・父子自 立支援員	児童青少年課 ☎470·7736
	身体障害者相談	12日(金)	午前10時~		身体障害者 相談員	前月末までに障害福祉課
	知的障害者相談	10日(水)	正午	市役所1階相談室	知的障害者 相談員	☎470・7747、 ファクス 475・8181
	心身障害者(児) 相談	平日	午前9時~	さいわい福祉セン ター	さいわい福祉 センター支援 員	同センター ☎477・2711
	職業相談	開庁日	午後5時	市役所1階ワーク コーナー	ハローワーク 三鷹職員	※直接会場へ。
	住宅増改築相談	8月は実施	施しません			
	消費者相談 ※電話相談も可。	平日	午前10時~ 正午、 午後1時~ 4時	生活文化課 (市役所2階)	消費生活相談員	市消費者セン ター ☎473・4505 ※直接会場へ。
	行政相談	8月は実施	施しません		行政相談委員	生活文化課 ☎470·7738
	妊婦訪問 赤ちゃん訪問		方は右記へ せください。	ご自宅	助産師・ 保健師	健康課保健サ ービス係 ☎477・0022
	生活困窮者自立 相談	開庁日	午前9時~ 午後4時	福祉総務課 (市役所1階)	相談支援員	福祉総務課 ☎470·7741